

管理 No.	j029
--------	------

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：観光経済部産業振興課  
（産業振興係 / 内線：2931）

根拠区分	法律 一条例	
処分の名称	検定証印の除去	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	計量法 (平成 4 年 法律第 51 号)
	根拠規定条項	第 24 条第 3 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	計量法(平成 4 年 法律第 51 号) 特定計量器検定検査規則(平成 5 年 通商産業省令 第 70 号)
	基準規定条項	法(第 23 条)・規則(第 44 条～第 47 条)
	処分基準	<p>(定期検査の合格条件)</p> <p>第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。</p> <p>一 検定証印等が付されていること。</p> <p>二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。</p> <p>三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。</p> <p>2 前項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。</p> <p>3 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第一百二条第一項の基準器検査に合格した計量器(第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。</p> <p>(性能に係る技術上の基準)</p> <p>第四十四条 法第二十三条第一項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第十一条から第十五条までの規定を準用するほか、第三章及び第五章に定めるところによる。この場合において、第十三条第二項中「検定公差に相当する値」とあるのは「使用公差に相当する値」と、「目量(各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量)」とあるのは「目量の二倍(各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量の二倍)」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: right;">※裏面に続く</p>
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係		
本票の作成日	平成 29 年 1 月 5 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>(使用公差)</p> <p>第四十五条 法第二十三条第一項第三号の経済産業省令で定める使用公差は、第十六条第一項の規定を準用するほか、第三章及び第五章に定めるところによる。</p> <p>(性能に関する検査の方法)</p> <p>第四十六条 法第二十三条第二項の経済産業省令で定める方法は、第十七条第二項並びに第三章及び第五章に定めるところによるほか、目視その他の必要と認められる適切な方法とする。</p> <p>(器差検査の方法)</p> <p>第四十七条 法第二十三条第三項の経済産業省令で定める方法は、基準器を用いて行う第三章及び第五章に定める器差検査の方法とする。</p> <p>【根拠法令】 計量法</p> <p>(定期検査済証印等)</p> <p>第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。</p> <p>2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。</p> <p>3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。</p>